

胸部外科学会規則

- 第一条 本会は胸部外科学会と称する。事務所を東京大学医学部福田外科教室内に置く。
- 第二条 本会は胸部外科の進歩並に普及を図るを目的とする。
- 第三条 会員は医師並に医学研究者であって本会の目的に賛同しこの方面に興味を持つ者とする。
- 第四条 入会を希望する者は姓名、現住所を記し本会事務所に申込みたい。
- 第五条 退会を希望する者はその旨を届出られたい。但しその場合既納会費の返付はしない。
- 第六条 本会に左の役員を置き、任期を各一年とする。但し重任を妨げない。
- 会 長 一名
評議員 若干名
幹 事 若干名
- 会長は会員多数の推薦によって定められ、会務を統轄する。評議員及び幹事は共に会長の委嘱によって定められ、評議員は重要な件を議し幹事は会務を分掌する。幹事の中二名を常務幹事とする。
- 第七条 会員多数の推薦により本会に顧問をおくことが出来る。
- 第八条 本会は研究集会を開催しその他の事業を行う。
- 第一項 集会は毎年一回とし、研究の発表、役員の改選会計及事業の報告をする。
- 第二項 集会開催地は前回集会席上に於て参集会員の多数によって定められる。
- 第三項 集会の期日及日数は会長が定める。
- 第四項 集会に於て演説する者は会長の指示に従う。会員外の者も会長の承認がある時には演説することが出来る。
- 第九条 本会は別に定めるところにより会誌を発行する。
- 第十条 本会の経費は会費及び寄附金を以て之に充てる。
- 第十一条 本会会員として毎年金百円を納めることを要する。二カ年以上会費滞納の場合は退会と認める。
- 第十二条 本会規則は集会の議を経て変更することが出来る。

昭和23年12月（胸部外科第1巻2号）に上のような胸部外科学会規則が制定された。この中で会長は会員多数の推薦によって定められるとあるが、実際は前会長が適任者を推薦してそれで決ったようである。評議員、幹事は会長の推薦により若干名とあるが実際に誌上に発表されたのは第3回総会の時のようである（Ⅲの役員ノ項参照）。この規則の主な変遷や各種委員会の発足などを期日をおって見たものが表18である。

表19は各種委員会の会長への答申項目である。

表18 日本胸部外科学会の規則などの変遷

23	12	全12条の規則が出来る．会長は前会長が推薦
25	5	評議員会（会長の任命）が発足
28	7	日本胸部外科学会雑誌第1号発行：年4回，担当幹事は宮本先生． 常任幹事以外の幹事を廃止し，会長の教室員を幹事とする．
29	10	雑誌は年8巻発行することになった．
30	10	雑誌は毎月発行とし，学会号を別に出す．
31	6	会長の選出は評議員の選挙により行う
32	10	会長選挙の際，推薦を行い，投票する． 評議員数を100人とする（会長常任幹事が選出） 規則は変更されていない（全12条）
33	9	会則が追加される．（全13条） （第7条：一度会長たりし者及常務幹事はこれを評議員とする）が加わる． 評議員を7地区に分け会員35人に対し1人の割で選挙する．1/3は会長が選出．
36	10	第1回婦人の会発足
38	10	39年度より，第12条に会費未納者に対する雑誌発送の件が付加された．
39	10	事務所を医師会館に置く． 雑誌編集委員会発足（委員7名） 評議員選挙制度の審査委員会が発足 資格として5年以上会員であること．
40	10	高橋喜久夫教授死亡のため，学会運営委員会を作り，学会を運営
41	10	選挙管理委員会 専門医制度委員会 } の発足 医学用語委員会 評議員の資格として，会員年限10年以上とす．
42	10	日本胸部外科学会規則の改革案が出来る．
43	4	日本胸部外科学会規則が完成，来年度より実施
44	10	規則発行，理事制がとられた．
45	10	細則発行 胸部外科を標榜科名とするための促進委員会 胸部外科のあり方委員会
46	10	あり方委員会より会員資格の答申がでる．
47	10	総合将来計画委員会 学術委員会 } 発足 渉外委員会 財務委員会
48	10	新評議員選出制度発足
49	10	新評議員選出に関する細則の改定 卒後教育委員会発足
50	10	評議員は特別会費5000円を納入．
52	8	事務所は文京区後楽2-3-10，白王ビルに移転

表19 各種委員会

- 17回 昭和39年 会長 宮本 忍
雑誌編集委員会
- 19回 昭和41年 会長 赤倉 一郎
- 選挙管理委員会
評議員の選挙—半数を会員の選挙（7地区に分ける）残りを会長と委員会の推薦
- 理事制が検討された
- 専門医制度委員会発足 委員長 榑原 仟
- 20回 昭和42年 会長 橋本 義雄
- 会誌編集委員会（委員長：宮本）
答申：会員でない外国の著明学者からの投稿は掲載しない。
- 専門医制度委員会
答申：① 認定制度（主体性を有する）
② 通算6年以上の修練を終了
③ 認定医認定委員会
修練施設認定委員会 } を別個につくる。
④ これから医師となる人を対象とする。
認定医認定制度規則案を作製する。
- 21回 昭和43年 会長 加納 保之
- 理事制がしかれる
- 23回 昭和45年 会長 砂田 輝武
胸部外科標榜科名促進委員会より答申
医療法第70条第1項、1号、3号が記載されている
様に、① 厚生省 } と2つの方法がある（医療法の改正）
② 議員立法 }
これについては更に検討し、日本医師会長、厚生省に働きかけを行い、PR を充分に行うとの答申があった。
- 学会の在り方委員会発足
- 24回46年 会長 石川 七郎
- 学会在り方委員会（委員長：杉江 三郎）
委員会発足：昭和45年 委員32名。
① 学会規則に基づく
② 事業
③ 会員の資格
④ 評議員
⑤ 専門医制度
⑥ 日本医師会に対する要望
⑦ 地方会
⑧ 事務局、経費
等についての答申があった。
- 24回 昭和46年 会長 石川 七郎
- 総合将来計画委員会

- 財務委員会
学会経費，報酬支弁について細則起案
 - 学術委員会
 - 専門医制度委員会（標榜科名と同じ）
 - 渉外委員会
新設が検討され，
 - 25回 昭和47年 会長 杉江 三郎
 - 総合将来計画委員会
会員資格の明確化
地方会・外国学会との関連についての答申があった．
 - 学術委員会
この委員会としての任務についての答申があった．
 - 1．学術講演会，講習会のプログラム作成
 - 2．教育講演会，講習会の開催，企画
 - 3．交換教授制度，講師派遣制度の検討
 - 4．国内胸部疾患関係学会との連携
 - 5．必要に応じ新委員会設置の具申
 - 会誌編集委員会
投稿規定 査読制度を採用
 - 26回 昭和48年 会長 本多 憲児
 - 評議員の申請制度
 - 27回 昭和49年 会長 香月 秀雄
 - 学術委員会の答申
卒後教育委員会を発足させる．
 - 総合将来計画委員会
専門医制度委員会を新たに設置
 - 評議員の申請が施行
 - 28回 昭和50年 会長 曲直部寿夫
 - 総合将来計画委員会の答申
理事選挙を事前の立候補として，3名連記の選挙とする．
このため施行細則の改正案が出される．
 - 渉外委員会
循環器，呼吸器科の2つを標榜科名として申請する．
 - 29回 昭和51年 会長 麻田 栄
 - 選挙管理委員会より評議員の資格を point 制にする
-